

2024年10月28日（月）

（地下水汚染に関すること）

愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ

担当 林、齋藤

内線 3050、3053

ダイヤル 052-954-6222

（地下水の飲用に関すること）

愛知県建設局上下水道課指導管理室
水道管理グループ

担当 岩城、伊藤

内線 3262、3263

ダイヤル 052-954-6301

東郷町における地下水汚染について

愛知県では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定により知事が定めた「令和6（2024）年度地下水の水質測定計画」に基づき、県内の地下水質の調査を行っています。

このうち、2024年9月24日に東郷町大字春木の井戸水を採水し、調査した結果、トリクロロエチレンが環境基準を超過したことが判明しました。

今後、関係行政機関と連携して、環境基準超過の原因調査及び周辺の井戸所有者に対する注意喚起等を実施します。

1 調査結果の概要

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施した概況調査（メッシュ調査）において、以下の調査地点及び項目で環境基準を超過しました。

調査地点	項目	調査結果 [mg/L]	環境基準 [mg/L]	用途	採水 年月日
東郷町大字春木	トリクロロエチレン	0.037 (3.7倍) 注	0.01以下	生活用	2024年 9月24日

注：（ ）内は環境基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

速やかに以下のとおり対応します。

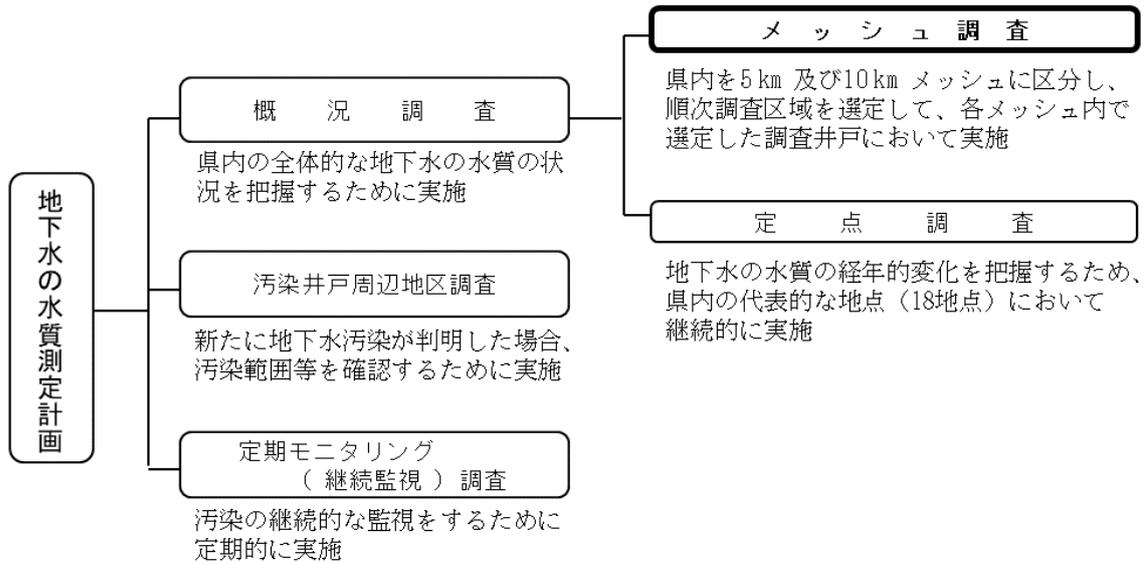
- （1）環境基準超過の原因調査を実施します。
- （2）周辺の井戸の水質調査を実施します。
- （3）環境基準超過井戸及びその周辺の井戸所有者に対して、関係行政機関と連携して飲用しないよう注意喚起等を実施します。

【参考】

1 令和6（2024）年度地下水の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条に基づき、愛知県内の地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定地点等を知事が定めたもの（調査実施機関は、愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の8機関）。

測定計画における地下水の水質調査の概要は下図のとおり。



2 地下水の環境基準について

環境基本法第16条第1項に基づき定められた、人の健康を保護する上で維持することが望ましい地下水の水質汚濁に係る基準であり、カドミウム始め28項目について定められています。

3 健康影響について

○トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度では、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）*に分類しています。

* IARC公表データを基に愛知県で修正しました。

（参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）